

見積書提出依頼

平成29年9月12日(火)13:30

件名	「平成29年度バリアフリー推進事業」実施補助業務
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期間	契約締結日 ~ 平成30年3月27日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	平成29年9月19日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 運輸部 企画室 池間 TEL:098-866-0031(内線)85244
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発[1]注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ 見積金額に消費税額(8%)を乗じた金額までを記載すること なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

「平成29年度バリアフリー推進事業」実施補助業務 仕様書

1. 目的

公共交通機関や建築物等のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）に基づき、移動円滑化施策が全国各地で進められているところである。

バリアフリー法に基づいた地域の一体的・総合的なバリアフリー化を進めるためには、関係者の取組の成果を共有しつつ継続的なバリアフリー化の取組の展開を図り、関係者相互の協力と連携を強めることが重要である。また、急速に進む高齢化社会への対応や、障がいの有無にかかわらず日常生活や社会生活が安全に出来る社会を目指して、道路、建物などでは、バリアフリー法に基づき整備が進んでいるところであるが、ハード面でのバリアフリーだけでなく、心のバリアを取り除き、多様な人々の存在をお互いに理解しあい、支えあう「心のバリアフリー」が大切である。

これらの観点から、本事業は、学識経験者、障がい者団体、NPO、施設設置管理者、行政等によるバリアフリーに関する情報や意見の交換を行い、お互いの取組に理解を深め連携し、バリアフリー化の進展に寄与するため「沖縄地方バリアフリー推進連絡会議」を開催する。また、地域の関係機関と連携し、疑似体験、介助体験等を通して、バリアフリーについての理解を深めてもらうとともに、ボランティアに関する意識を醸成するため「バリアフリー教室」を開催する。

2. 業務内容

(1) 沖縄地方バリアフリー推進連絡会議の事務局業務

- ①開催時期 平成29年10月～11月（日付、開催時間は未定）2時間
- ②開催場所 沖縄総合事務局会議室（予定）
- ③出席者との連絡調整（出席者は沖縄総合事務局で選定）
 - ・30名程度
 - （学識経験者、障害者団体、NPO、施設設置管理者、行政等）
- ④手話通訳者の派遣 3名程度
- ⑤会議資料の作成、印刷及び会議終了までの保管管理
 - ・資料の作成 通常版：50部（30頁程度）
 - 点字版： 1部（750字×60枚×1部）
- ⑥会議当日の受付、進行補助及び資料の配付等
- ⑦実施報告書の作成

- ・議事録、実施風景写真、会議資料及びその他関係資料を掲載すること
- ⑧会計業務
 - ・手話通訳者手配にかかる経費の支払い（3名程度）
 - ・会議出席者（有識者3名）への謝金の支払い
 - ※有識者3名は沖縄総合事務局で選定
 - ・飲料 約33名
- ⑨その他、会議の開催にあたり必要なこと
- ⑩成果物の提出
 - ・実施報告書
 - 50頁程度（写真、図表についてはカラー）A4版10部（簡易製本）
 - 電子媒体（CD-ROM） 1部
 - ・納品期限 平成30年3月27日（火）
 - ・納品場所 内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室
 - 那覇市おもろまち2-1-1
 - 那覇第二地方合同庁舎2号館5階

（2）バリアフリー教室の事務局業務

- ① 開催時期 平成29年11月中 8時間程度（準備、片づけ含む）
- ② 開催場所 宮古島市内
- ③ 内 容 ア）講演会（2時間）
イ）バリアフリー教室
- ④ 参加者 バリアフリー推進協議会関係者等（40名想定）
※バリアフリー教室参加者は傷害保険に加入。
- ⑤ 講師との連絡調整等
 - ・講師 1名（大学教授、NPO等）
 - ・障がいのある方 1名（原則宮古島市内に在住する方）
 - ※講師について、候補者リスト（沖縄管内から3名程度）提出すること。
 - ※必要に応じて、講師等の出張に係る諸手続をすること。
- ⑥バリアフリー教室で使用するアイマスク体験セットの購入（参加人数分、使い捨て用）及び会場までの運搬（往復）
- ⑦教室当日の受付、進行補助・体験補助及び開催概要の資料作成
- ⑧バリアフリー教室終了後のアンケート調査
 - ・アンケート調査票の集計、取りまとめ
 - ※バリアフリー教室開催後2ヶ月以内にとりまとめ、アンケート調査結果及びバリアフリー教室実施結果に関する報告書を提出すること（20頁程度・A4版10部）

⑨会計業務

- ・講師及び障がいのある方への旅費及び謝金の支払い
- ・アイマスクの購入費の支払い
- ・参加者等に対する傷害保険の加入及び支払い

⑩その他、教室の開催にあたり必要なこと

3. 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

4. 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

5. その他留意事項

本業務において疑義が生じた場合は沖縄総合事務局担当者と協議を行うこと。

担当者：沖縄総合事務局運輸部企画室 新田・池間

TEL：098-866-1812（直通）

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。